

令和7年度 製品単位の環境価値の定量化及び活用支援業務委託 仕様書

1 業務の名称

令和7年度製品単位の環境価値の定量化及び活用支援業務（以下、「本業務」という。）

2 目的及び本業務の位置づけ

中堅・中小事業者の脱炭素経営を普及促進する上で、「脱炭素化の取組は単なるコストでメリットがない」という認識の広まりが課題の1つとなっている。特に消費者向けの製品やサービスを提供している事業者は、顧客からの脱炭素化の要請が少なく、脱炭素経営の感度が低い傾向にある。

一方、消費者の中には「環境に配慮した商品の購入意欲」があるが「どの商品がそれに当てはまるのか分からない」というジレンマを抱えており、消費者に対する分かりやすい表示・効果的な発信を行うことで、脱炭素経営が事業者の「販路拡大」ないしは「収益増加」といった事業成長に繋がる可能性があると考ええる。

そこで、県内事業者が行う脱炭素化の取組を製品やサービス単位の環境価値として定量化し、当該価値を活用した製品の販売促進を支援することで「脱炭素化の取組が事業成長に繋がった」という成功例を創出した後、当成功例を県内事業者に発信し、脱炭素経営の普及を図る「攻めの脱炭素経営群馬モデル事業」（以下、「本事業」という。）を実施する。

「本事業」実施に当たり、その一部を「本業務」として外部委託する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4 本事業の支援先

主に消費者向けの製品を製造している、又はサービスを提供している群馬県内の事業者で、脱炭素につながる取組（以下、「脱炭素取組」という。）をしていると認められる者（以下、「支援先」という。）。別途公募し、10者程度選定する予定。

5 業務内容

受託者は、次の（1）～（7）の業務を実施すること。

（1）製品の環境価値の定量化

ア 対象：支援先が製造する製品又はサービス（以下、「製品等」という。）

イ 数量：10製品程度

ウ 方法：

- ・ 支援先の製品等の製造等に伴う温室効果ガス排出量、又は支援先が行う脱炭素取組による当該排出量の削減度合いを、製品 1 個又はサービス 1 単位当たりで次の①～③のいずれかの方法により推計すること。
 - ① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガス排出量を CO2 換算で算定（カーボンフットプリント（CFP））
 - ② 支援先の脱炭素取組による温室効果ガス排出量の削減量又は削減比率を CO2 換算で算定
 - ③ その他①、②に類する方法
- ・ 定量化は国際的なルール（ISO の規程等）や、国のガイドライン等に沿った方法で行うとともに、根拠を示せるようにすること。
- ・ 定量化に当たっては、支援先に対し必要なデータの提供を求めるとともに、脱炭素取組のヒアリングを行うこと。また、支援先から定量化に関する問い合わせがあった際には、相談に応じるなどきめ細かい対応を行うこと。
- ・ 支援先に、受託者が用意した算定ツールへの入力を求めることも可とする。ただし、入力に当たり支援先が迷う事項があった場合は、支援先への聞き取りなどを通じて、入力すべき値を助言するなど、支援先任せにしないこと。
- ・ 定量化及び助言は、CFP 又は LCA の多種多様な製品に対する十分な算定経験を有し、実務を理解している者が行うこと。
- ・ 支援先の脱炭素経営の理解促進、下記（３）との連携を意識し、定量化のみならず、同算定結果を用いた企業価値向上に資する取組経験が豊富なものが助言を行うことが望ましい。

定量化の方法や実績を、企画提案書に記載すること。

実績は、官公庁との事業実績のみでなく、民間企業との事業実績も含める。

（２）定量化結果の納品

定量化の結果及び使用したデータ、並びにその根拠等を、（１）完了後速やかに支援先及び県に電子データで納品すること。また、必要に応じて口頭での補足説明や紙媒体の提供を併せて行うこと。

（３）環境価値の活用方法勉強会の実施

支援先を対象に、（１）で定量化した環境価値を対象製品等のマーケティングやブランディングに活用するための勉強会を実施すること。

ア 勉強会の内容：

- ・ 環境価値の活用方法

- ・消費者への効果的な環境価値の表示・発信の方法やアイデア
 - ・他社の取組事例の紹介
 - ・その他（各支援先の状況に合ったアドバイス）
- イ 実施回数：各支援先につき1回以上（個別指導の形が望ましいが、集合型勉強会としてもよい。）
- ウ 形式：対面又はオンライン
- エ 問い合わせ対応：勉強会後に支援先から問い合わせがあった場合は、電話やメールで適宜対応すること。
- オ 記録：勉強会の実施状況やアドバイス事項を写真及び文章で記録し、勉強会終了後に県へ提出すること。

（４）展示販売会の資材制作

「7（４）」で県が実施する展示販売会で使用する資材のデザイン及び制作を行い、県に納品すること。資材は5回以上の使用に耐えられる強度とし、形式や掲載内容については作成前に県と十分協議すること。

【資材例】

- ・本事業をPRするポスター、チラシ
- ・展示パネル
- ・横断幕、のぼり
- ・本事業周知用の腰巻形状テーブルクロス（3～5m）
※各支援先のテーブルクロスは各者に準備を依頼するため制作不要。
- ・定量化した環境価値の情報が分かる商品のPOP（10製品分）

上記は例であり、例以外の制作資材の提案を妨げるものでもない。「7（４）ア及びイ」を加味し、制作可能な資材の種類、数量、イメージ図を企画提案書に記載すること。

（５）SNS等を活用した情報発信

プレスリリースや受託者が保有するwebサイト、SNS等で本事業並びに支援先の製品及び環境価値に関する情報発信を1回以上行うこと。

（６）実績報告

委託期間満了までに、本業務で実施した内容を報告書にまとめ、県に提出すること。

次年度に県が県内事業者等向けに開催する成果報告会に用いることを考慮し、各支援先の取組及び結果、並びに本事業の効果検証を含めること。

実績報告に記載する内容案やサンプルを企画提案書に記載すること。

（７）その他

本業務の実施内容や進捗状況について県または支援先から問い合わせがあった場合は、適宜対応すること。

６ 留意事項

（１）法令の遵守

本業務の実施にあたっては、各種関係法令・条例等を遵守すること。

（２）個人情報の保護

本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）等の関係法令を遵守すること。

（３）秘密の保持

本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用しないこと。また、本業務で知り得た個人情報、事業者情報及び県等の情報をみだりに第三者に知らせ、又は本業務の実施以外の目的に使用してはならない。

（４）著作権等

本業務に関する所有権や著作権は、原則として県に帰属することとし、県は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、本業務受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。また、県は、この業務において生じる成果物等を、受託者等が本業務の目的の範囲内で他の業務で使用することを妨げない。

（５）再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲、および再委託業者を県に書面で提示し、了承を得ること。また、受託者は再委託先の行為について全責任を負うこととする。

（６）検査の実施

適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、業務終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合がある。なお、本業務に関する証拠書類は委託契約終了後５年間保存するものとする。

（７）不明点等に関する協議

仕様書に記載のない事項、不明確な点や改善の必要があると認められる事項、内容

の詳細については、その都度、県との協議により決定する。

7 県の実施事項

次の（１）～（５）の各事項は県が実施するが、実施方法等について県が受託者に助言を求めた場合は応じること。

県の実施事項の代行又はサポート、若しくは説明会、展示販売会等に関する改善、追加開催等の提案があれば、審査の加点対象とする。見積上限額の範囲内で実施することを前提とし、想定される効果と併せて企画提案書に記載すること。その際、県の実施事項に関する提案であることが分かるように記載すること。

（１）事業説明会の開催

- ・ 本事業の周知及び支援先募集のため、県内の事業者を対象とする説明会を開催する。
- ・ 開催時期：令和 7 年 5 月（予定）
- ・ 開催方法：会場とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式を想定。

（２）支援先の募集、選定

- ・ 県ホームページに募集要領を掲載し、支援先を募集する。
- ・ 本事業に関する問い合わせに対応する。ただし、受託者が実施する部分については受託者に確認の上、回答する。
- ・ 審査会を開催し、支援先を 10 者程度選定する。

受託者が支援先の審査会に参画できる場合は、企画提案書に記載すること。

（３）環境価値の活用方法勉強会の会場確保（対面実施の場合）

- ・ 「5（３）」の勉強会を受託者がオンライン形式でなく対面で実施する場合、その会場を確保する。
- ・ 県庁等の県有施設の会議室等を使用する想定で、日程及び規模等については受託者と協議して決める。

（４）展示販売会の開催

製品等の環境価値を P R し、販売促進につなげることを目的とする展示販売会を開催する。県内及び県外で各 1 回以上を実施するため、企画、会場確保、関係者との調整及び当日の運営を行う。

ア 県内開催

- ・ 時期 ：未定（令和 7 年 10 月～令和 8 年 2 月の間、連続する 2 日間程度）
- ・ 場所 ：未定（ショッピングモールや道の駅等、集客が見込まれる場所で、屋根

付きの半屋外での実施を想定)

- ・規模 : 200～300 平方メートル程度を想定
- ・出展者 : 支援先 10 者全てが出展し、自ら製品等の紹介と販売を行う。

イ 県外開催

- ・時期 : 未定 (令和 7 年 10 月～令和 8 年 2 月の間を想定。期間未定。)
- ・場所 : 未定 (県が東京都近郊で開催する物産展の一部スペースを利用)
- ・出展者 : 出展を希望する支援先のうち 2～3 者程度が出展し、自ら製品等の紹介と販売を行う。
- ・出展者に加え、県職員がパネル・チラシ等を活用し、事業 P R を実施。

(5) 成果報告書の取りまとめ

各支援先に成果報告書の作成を依頼し、取りまとめる。

8 スケジュール原案

想定している事業スケジュールは次のとおり。

項目	時期
① 支援先募集	令和 7 年 4 月下旬～5 月
② 事業説明会	令和 7 年 5 月
③ 支援先事業者決定	令和 7 年 6 月
④ 製品の環境価値の定量化	令和 7 年 7 月～9 月
⑤ 環境価値の活用方法勉強会	令和 7 年 9 月～10 月
⑥ 展示販売会	令和 7 年 10 月～令和 8 年 2 月
⑦ 支援先の成果報告書取りまとめ 及び実績報告	令和 8 年 2 月

※ S N S 等を活用した情報発信は随時実施。

本事業の効果増大及び実現可能性を加味し、異なるスケジュールを提案する場合は企画提案書に記載すること。

9 その他

上記以外に効果的かつ受託者が実施可能な事項がある場合は見積上限額内で追加提案すること。なお、追加提案であることが分かる表示をすること。